



向島法人会だより 432

P2 第11回
通常総会次第

P3 令和4年度
向島法人会事業計画

P4 令和4年度
税制改正大綱
— 法人会の税制改正提言 —



電子取引に関する電子帳簿保存法は
2年間の猶予措置、
「交際費課税の特例」は延長されて
従来通り

P6 税務署だより
インボイス制度が
始まります!

P8 第17回 墨東企談

いなり寿司 のり巻 専門店「向島 松むら」

変わらない
美味しさへの挑戦



向島法人会
だより
特別
クーポン
詳しくは中面を
ご覧ください。

株式会社 オイシン 代表取締役 嶽本 信吾さん

P10 都税事務所だより
5月は自動車税種別割の
納期です。

P11 税務連絡協議会
賀詞交歓会



第16回
全国
女性フォーラム
静岡大会



従業員の退職金準備は **特退共**

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



一筆啓上

立花第二支部 一松 紀行

サッカーワールドカップアジア最終予選。日本代表はオーストラリアを敵地で2対0で破り7大会連続7回目の本大会出場を決めた。私がサッカーを始めた頃とは隔世の感である。

小学校6年生の時、担任の先生がスポーツ好きで時間があると、さまざまなスポーツを教えてくれた。まだメジャーでなかったサッカーの出会いもこの時で、その楽しさにのめりこんだ。白黒の模様のボールを見るだけでワクワクしたものだ。狭い小学校の校庭を飛び出し近くの大きな野球場で思いっきりボールを蹴った。中学、高校ではサッカー部に入り兄とともにサッカーに打ち込んだ。

時を同じく1968年メキシコオリンピックでサッカー日本代表が銅メダルを獲得する活躍をした。当時オリンピックはアマチュアスポーツの祭典で参加できない選手はすべてアマチュア(スポーツを職業としない)でプロ選手は出場できない。山。選手の名前を思い出す時、所属していた企業名がどうしても切り離せない。この快挙の裏に、およそ10年間にわたり代表チームを指導し支えたデットマール・クラマーの存在があったことを後に知った。1960年JFAが代表チームを強化のために招聘したドイツ人のプロコーチである。

基本を徹底的に教えただけでなく「サッカーの哲学」を日本へ植えつけたと言われている。サッカーに限らず人生に通じる格言をたくさん残している。彼をコーチとして呼ぶことに決めた当時のJFA会長 野津謙は彼の部屋のドアに掲げられた「眼、それ自体は盲目である。耳、それ自体は聞こえない。物を見、音を聞くのは精神である。」という言葉に強く感銘を受け日本へ呼ぶことを即断したという。

クラマーは東京、メキシコ両オリンピックで大きな功績を上げ帰国に際し日本サッカーの発展のためにいくつかの提言をした。国際試合の経験を積む。それぞれの年代に2名のコーチを置く、リーダー制の創設。芝生のグラウンドを数多く造る。彼との出会いから半世紀、この間JFAはひとつひとつ提言を実現しワールドカップ本大会出場国の常連となりつつある今日の日本サッカーの地位を築いた。クラマーが「日本のサッカーの父、恩人」と言われる所以である。

今年11月開催のカタールワールドカップ本大会ではこれまで成し遂げてないベスト8の壁を是非でも打ち破ってほしいと願っている。そしていつの日にかワールドカップを日本へ持ち帰ってほしい。

令和4年度 向島法人会事業計画

向島法人会は全法連の定める理念に則して、全国の法人会と連携しながら、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及、納税意識の高揚等、税の活動を中心に企業の発展を支援する為の活動を行っています。向島法人会は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の積極的な開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育、更には企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。

新型コロナウイルスの影響で思うような活動が実施できない昨今ではありますが、今期は丁度創立50周年の節目に当たり改めて会員様各位にこれまでのご協力に感謝を申し上げ、祝賀の意を表したく考えており、なお一層「無理なく、無駄なく」のスローガンのもと楽しい会活動を展開してまいります。今後ご協力をお願いします。

1 事業の活性化

- 税に関する事業活動の強化
- 交流事業の積極的な促進
- 会員増強と経営者大型保障制度加入勧奨運動の強化
- 広報活動の強化

2 財政の再建

- 経費削減
- 各事業を見直し、収支バランスを考えた実費負担
- 借入金の縮小

令和4年度事業計画は次のとおりです。

公益目的事業 1

1. 税知識の普及活動

- (1) 新設法人説明会・決算法人説明会の開催
- (2) 税務懇談会の開催（支部・ブロック・部会）
- (3) 税法・源泉部会研究会
- (4) 租税教室の開催

2. 納税意識の高揚活動

- (1) 「税を考える週間」くらしと税金展・納税表彰・記念講演会
- (2) 広報誌による税情報の発信
- (3) 税に関する絵はがきコンクール
- (4) ホームページによる税情報の発信

3. 税制税務の調査研究と提言

- (1) 提言の取り纏め活動と提言要請活動
- (2) 税務行政での定期的協議
- (3) 全国大会・全国青年の集い・全国女性フォーラム

公益目的事業 2

企業の健全な発展に資する事業

- (1) 簿記会計講座の開催
- (2) 中小企業会計セミナー
- (3) 自主点検チェックシートの活用推進
- (4) 経済講演会の開催

公益目的事業 3

地域社会への貢献活動

- (1) チャリティ・クリスマスの開催
- (2) 東日本大震災復興支援活動
- (3) 地球温暖化対策報告書の提出推進活動
- (4) 地域交流イベントとボランティア活動

収益事業

公益事業等を推進補完する事業

- (1) 簡易保険団体払込制度の普及促進
- (2) 賃貸事業・貸し会議室
- (3) 受託事業（間税会・優申会）

会員の交流に資する事業

- (1) 賀詞交歓会の開催
- (2) 移動研修会（バス見学研修会）の開催
- (3) ボウリング大会の開催
- (4) チャリティ・ゴルフ大会の開催
- (5) ビーチボールバレー大会の開催
- (6) 防災講習会の開催
- (7) 50周年記念事業の開催

会員の福利厚生に資する事業

- (1) 経営者大型保障制度の普及推進事業
- (2) 経営保全プランの普及推進事業
- (3) がん保険制度の普及推進事業
- (4) 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及推進事業
- (5) 人間ドック
- (6) その他福利厚生に資する事業

法人会の目的達成のための事業

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 委員会・支部長会ほか役員会の開催
- (4) 上部機関の諸会議への出席
- (5) その他事業に必要な施策事項の検討
- (6) 組織強化、会員増強運動

第11回

通常総会次第

開催日 令和4年6月3日(金) 16時00分

場所 東京東信用金庫 8階大会議室

受付 15時30分

次第

審議事項

16時00分～17時00分

表彰(大型保障) 表彰伝達

1 定足数報告

2 開会の辞

3 会長式辞

4 議長選出

5 議事録署名人選出

6 議事

● 第1号議案 令和3年度 事業報告承認の件

● 第2号議案 令和3年度 決算報告及び監査報告承認の件

● 第3号議案 役員補充の件

(報告事項)

(1) 令和4年度 事業計画報告の件

(2) 令和4年度 予算書報告の件

7 来賓祝辞 向島税務署長 橋本 和子 様

8 会長挨拶

9 閉会の辞

10 木遣り

※本年度、懇親会は開催致しません

令和4年度 税制改正大綱 ― 法人会の税制改正提言 ―

「電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の猶予措置、交際費課税の特例」は延長されて従来どおり

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は2年間の猶予期間が設けられます。

法人税関係

大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与と比較から継続雇用者給与の比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与と比較の制度。令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与と等支給額が、前年に比べて5%以上増加している場合	教育訓練費の額が20%以上増加している場合
控除率が4%	控除率が10%
控除率が5%	控除率が15%

最高で、雇用者給与と等支給増額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

中小法人向け所得拡大税制

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和6年 令和7年	3,000万円	0.7%	13年
令和4年 令和5年	4,000万円		

※ZEHとは、ネット・ゼロエネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できること共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

- ① 完全子法人株式等に係る配当等
- ② 配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判

に、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乘せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与と等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	教育訓練費の額が10%以上増加している場合
控除率が5%	控除率が10%
控除率が10%	控除率が15%

最高で、雇用者給与と等支給増額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産の取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

- 10万円未満の少額の減価償却資産については、全額損金として処理できる制度
- 中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理できることになりました。

定を行いました。配当を受ける個人と、その個人を判定の基礎となる株主として選定した同族会社を通じた保有がある場合、合算して3%以上が否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があることとなります。

消費税関係

適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めなければならないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を拒否することができると

費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合で、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額。令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期限を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和6年 令和7年	2,000万円	0.7%	10年
令和4年 令和5年	3,000万円		13年

認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和6年 令和7年	3,500万円	0.7%	13年
令和4年 令和5年	4,500万円		13年

ZEH水準省エネ住宅

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和6年 令和7年	3,500万円	0.7%	13年
令和4年 令和5年	4,500万円		13年

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調査書から適用されます。

電子取引の電磁的記録の保存義務の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存制度に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存すること運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われま

相続税・贈与税

住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日まで2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、下記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震等級1又はバリアフリーの住宅用家屋	500万円
上記以外の住宅用家屋	1,000万円

事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

財産債務調査制度の見直し

財産債務調査書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることとなります。

☆記事内容についてのお問合せは…
T・S 税理士法人
税理士 飯田聡一郎

TEL 03-153363-15958
FAX 03-153363-15449
HP http://www.tida-office.jp/

東京法人会連合会

インボイス発行事業者となる場合…

Q3

インボイスって、
どう作ればいいの？



ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、**現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ**です

- ※ **下線部**は、特に注意する項目です
- ※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

～ 請求書の対応例 ～

請求書	
① 交付先の相手方 (売上先)の氏名又は名称	(株)〇〇 御中
② 取引年月日	11/1
③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び 適用税率	8%対象 15,000円 10%対象 3,000円
④ 売手(当社)の氏名又は名称及び 登録番号	▲▲▲▲(株) 登録番号T1234...
⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)	魚 ※ 5,000円 豚肉 ※ 10,000円 割りばし 1,000円 タオルセット 2,000円
⑥ 税率ごとに区分した消費税額	※ 軽減税率対象 消費税1,200円 消費税 300円

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記(①から⑥)の記載事項を満たしたものであればインボイスになります**(請求書に限られません)
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**。どの書類をインボイスとするか、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- ▶ 売上先が「仕入明細書」などの形で**作成する書類も該当します**

登録
手続

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、**令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります**

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要です

申請手続



もっと
詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています。日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く) (令和4年2月)

説明会



特設サイト



免税事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります!

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

消費税



インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは・・・

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス(適格請求書)を保存する必要があります**
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録を受ける必要があります**。登録を受けると、**課税事業者として消費税の申告が必要**となります

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



Q1 仕入税額控除ってなに?

▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)
制度開始後6年間は、仕入税額の一定割合を控除できます(請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和5年10月~令和8年9月】80%
【令和8年10月~令和11年9月】50%

Q2 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの?

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- **課税事業者**である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます(経過措置終了後は控除できません)
- 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなどご検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

墨東企談

株式会社オイシン いなり寿司のり巻専門店「向島 松むら」

1日に1200人前が出ることもあるといういなり寿司・海苔巻きの名店「向島 松むら」。
先代となるお父様から始まったお店と地元元舟舟に対する思いを獄本信吾社長にたっぷり語っていただきました。

変わらない美味しさへの挑戦



株式会社 オイシン
代表取締役
だきもと しんご
獄本 信吾さん

握りではなく「いなり」だったけど…

どのような流れで創業したのでしょうか。
はい。曳舟で商売を始めてもう約50年になります。父が集団就職で愛媛から上京して就職したのが当店の本店にあたる浅草の松むら。父は握り寿司屋に就職できると思っていましたが、いざ実際に店に来たら寿司は寿司でもいなり寿司だった。「辞めようか」とも思ったらしいです。

「でも、やってみたらいなり寿司がむしろ自分に合っていた」と。父が暖簾分けという形で曳舟の地に「向島 松むら」を開店して、父が亡くなった後は私が2代目としてお店を引き継ぎました。

父は商売が上手な人でしたね。特にお客さんとのコミュニケーションが得意で、営業中もずっとおしゃべりしながら作っていました。私も小さい時からよく手伝わされて、油揚げを煮たのを並べたり折詰の包装をしたり。お店の仕事は小学生くらいの時からとても身近でしたね。

二代目として後を継ぐことを決めたくっかけを教えてください。

お店を継ぐことに決めたのは高校生の時。父から「信吾、お前がやれ」と言われて決心しました。うちのいなり寿司が美味しいのはわかっていましたし、自分が売り方を勉強してもっと知ってもらいたいという意欲もあったので「やる」と答えました。

私の代になってから取り入れたこともあります。今のお店の間取りや調理器具の配置、内装や外観は自分で図面を書いて考えました。また、より多くの人に当店を知ってもらいたいという思いで、駅看板やチラシ、ホームページ、Web広告にも新たに挑戦しました。おかげさまでTVの取材をいただいたりと、人目に触れる機会は増えていると感じています。

町に賑わいが戻って欲しい

曳舟はどんな町ですか

人情味が溢れていて本当にいい町ですね。人との温かいつながりがあります。同級生もよくお店に寄ってくれますし、人が集まる場所になっているという意味でお店をやっているよかったです。

地域の行事も活気があって楽しいですね。白鬚社のお祭りの時は1日1200人前くらいの注文が来る。それが2日間なので私たちは注文に答えるのにいっぱいっばい。お祭りにはあまり参加できませんが、地元の人が手伝いに来てくれるので助かっています。

コロナでそういった行事は中止になっていますが、おうち時間需要で普段の食卓用にテイクアウトするお客さんはむしろ増えました。若いお客さんも増えていると感じています。

一方、地域の賑わい自体は昔に比べると寂しくなりまし
たね。もともと当店の並びは4のつく日は縁日になる商店街で、当日は屋台が並び自転車も通れないくらい人手があつたんです。それが少子化やお店が少なくなつた影響で寂れてきて、去年



息の合った連携でおいしさをお届けします。

油揚げを上手に煮るのはあらゆる料理の中で一番難しいです。単純作業に見えますが油抜きは、煮方でまるとつきり違ってしまいます。油揚げの水分量が多いとたれが薄くなりますし、油揚げの原料である大豆も季節によって違うので、同じようにやっても違うものが出来上がってしまう。今でも毎日「物にできてない」と感じています。

店の一通りを教わってから、また一度外に出たんです。今度は外食チェーンを運営する企業で料理責任者として10年くらい勤めました。経営の勉強をしたと思ったのが理由です。当時の仲間たちとはいまだにつながっていて、当店の繁忙期に手伝いに来てくれることもあります。

そうしているうちに父が病気で入院。朝7時から松むら、夜6時から会社で1時くらいに帰ってくるという生活を1年くらいしていました。父が入院中に「信吾頼んだよ」と言ってもらえたのが今でも心に残っています。父が大切にしていたお店を続けていきたい思いでここまで頑張りました。父が亡くなったタイミングで今の店の場所に移り、いよいよ2代目としてスタートを切りました。

変わらない味を提供し続けたい

大切にしていることはなんですか

一番大切にしているのは「変わらない味」ということ。90年くらい継ぎ足して使っているタレもその一つです。毎日味がぶれないような仕込みになるように気を付けています。



長年「松むら」を支えるお二人。

油揚げを上手に煮るのは全料理で一番難しい

どんな修行時代でしたか

高校を卒業して、まず調理の専門学校に1年。その後、日本料理・懐石料理の修行を8年くらい経験しました。今はお店でやることはないですが、ふぐの調理免許も持っているんです。どうせ料理の道に進むならいろいろできる方がいいと思いい、厳しい修行にあえて身をおきました。

27歳の時に一回実家に戻り、煮方や巻き方まで、お店に関わることを全部父から教わりました。父の仕込みは本当に厳しかったですね。横でずっと見ていてダメなところがあつたらすぐに指摘される。



油揚げにご飯を詰め込むのは一つ一つ手作業。できたそばから飛ぶように売れていきます。

商店街がなくなってしまう。もう以前のように戻らないと思いますが、若い人が増えて少しくも賑やかな町になって欲しいです。

いなり寿司の長期保存に挑戦したい

今後の目標を教えてください

今年の1月に法人化をしまして、株式会社オイシンとなりました。「真においしい」という意味で付けた社名です。私の名前の信吾とも響きを合わせました。これからも本当に美味しいいなり寿司、海苔巻きを皆さんに提供し続けたいですね。

今後新たに挑戦したいこととしては、いなり寿司の長期保存です。今の技術だと当日しか持たなくて、遠方や海外へのお土産のリクエストに答えられない。品質は落とさずに真空パックや冷凍にできたらいいなと考えています。法人化したことでそういうチャレンジもしやすくなったと思うので、是非実現したいです。

〈キリトリ〉



向島法人会だより
特別クーポン!

ご購入頂いた方

10%OFF

有効期限
2022年6月30日まで

- このクーポンをご持参の方のみ有効です。
- お一人様1回限りとさせていただきます。
- 獄本社長のご厚意で発行していただいているクーポンです。ルールを守ってご利用ください。

株式会社 オイシン

いなり寿司のり巻 専門店「向島 松むら」

〒131-0032 東京都墨田区東向島1-15-12

電話 03-3612-5045

https://mukoujima-matsumura.com/



当日は100名近くの出席者があり、相変わらずコロナ感染症が続く中、今年こそは良い年となることを祈念して最後は恒例の木遣りで締めとなり、今年の門出を祝しました。

令和4年1月12日(水)午後5時00分より、税務連絡協議会主催による賀詞交歓会が1年間に及んだりニューアル工事が終了した曳舟文化センターにおいて開催されました。

今年はコロナ感染症の影響で懇親会は中止となり、ご来賓の皆様による新年挨拶の後、向島税務署橋本署長の「税金色いろ」と題した講話を拝聴しました。



税務連絡協議会 賀詞交歓会



都税事務所だより

5月は自動車税種別割の納期です

令和4年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月2日(月)に発送します。
5月31日(火)までにお納めください。

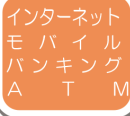
＜ご利用になれる納税方法＞



インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納税することができます。
※1枚あたりの合計金額が100万円未満の納付書に限ります。
※税額に応じた決済手数料がかかります。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納税ください)。
※詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。



利用できるアプリ: au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ
※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。
※領収証書は発行されません。
(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納税ください。)



金融機関・郵便局の(ペイジー)対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※(ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません。
(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納税ください)。
※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納税する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。



※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。



金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。(ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります)。
車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 (平日9時～17時)

主税局HP
都税の支払い方法
▶▶▶



【問合せ先】

固定資産税・都市計画税/納税について: 墨田都税事務所 電話 03-3625-5061
〒130-8608 墨田区業平1-7-4



女性部会 上野美智子

名峰富士を望む静岡県にて、第16回全国女性フォーラム静岡大会が4月14日開催されました。前回の新潟開催から半年ぶりの大会となりましたが約1400名の会員が参加しました。

第1部の記念講演は、静岡出身の別所哲也氏をお招きし、「ショートフィルムのチカラ!」のお話と1分から20分程度の短編映画が何本か上映されました。コミカルな作品から感動的な作品まで短くても楽しむことができました。

式典では絵はがきコンクルールの報告、「食品ロス」に対するこれからの取り組み等のお話がありました。

懇親会では多くの方々々と情報交換をして和やかに交流を図る事ができ、素晴らしい一日でした。

第16回 全国女性フォーラム 静岡大会

法人会会員企業の皆様へ

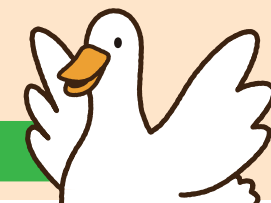
病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険

経営者様や従業員様が病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

▶ 就労困難状態に該当している場合。

※ 就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます

(引受保険会社)



東京第三支社 〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル22F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。AF法開室-2019-5014-2201019 7月30日